

マイナンバー等（個人番号・法人番号）のご提供のお願いについて

当社では、法令上、お客さまの個人番号（以下、マイナンバーと表示）または法人番号（以下、マイナンバーと併せてマイナンバー等と表示）を記載した支払調書等の作成が必要なお取引や、税制上の優遇措置があるお取引に関しまして、お客さまにマイナンバー等のご提供をお願いすることがございますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

尚、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の公布に伴いまして、平成 28 年 4 月 1 日以降、個人のお客さまに関するマイナンバーのお取扱いが変更されましたので、併せてお知らせいたします。

○マイナンバー等のご提供をお願いする主な取引

当社では、主に以下のお取引において、マイナンバー等のご提供をお願いさせていただきます。

個人のお客さま	投資信託（NISA 含む） 公共債 国外送金等（仕向・被仕向・グリーン） きょういく信託 結婚・子育て信託 マル優・マル特 財形（住宅・年金）
法人のお客さま	投資信託 公共債 国外送金等（仕向・被仕向・グリーン） 定期預金 通知預金 各種信託商品

※制度開始以前から上記のお取引を頂いているお客さまにも、マイナンバー等のご提供をお願いすることがございます。

○個人のお客さまに関する平成 28 年 4 月 1 日以降の変更内容

- ①マル優等の税制上の優遇措置があるお取引に関する書類の一部にマイナンバーの記載を要しないこととされました。
- ②既に当社にマイナンバーのご提供を頂いている個人のお客さまにつきましては、特定口座開設時等における告知書へのマイナンバーの記載を要しないこととされました。

○マイナンバー等をご提供いただくお手続き

- ・当社所定の用紙にマイナンバー等をご記入いただきます。
- ・ご記入いただいたマイナンバー等の確認およびお客さまのご本人確認を、以下の書類等により実施させていただきますので、併せてご提示をお願い申し上げます。

<個人のお客さまの場合>

マイナンバー等の確認	以下のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・個人番号カード ・個人番号の記載のある住民票の写し・住民票記載事項証明書
お客さまのご本人確認	顔写真付きの確認書類（いずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード 等 顔写真付きでない確認書類（いずれか2点） <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・住民票の写し（発行後6ヶ月以内のもの） 等

<法人のお客さまの場合>

マイナンバー等の確認	以下のいずれか1点（コピー可） <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書 ・国税庁WEBページの印刷画面
お客さまのご本人確認	以下のいずれか1点（発行後6ヶ月以内のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書 ・登記事項証明書 ・印鑑証明書 ・国税・地方税領収証書、納税証明書

○当社の個人番号の利用目的

個人のお客さまからご提供いただくマイナンバー等につきましては、法令により利用目的が限定的に定められています。当社の個人番号の利用目的はこちらをご参照ください。[（個人番号の利用目的 http://www.kinkiosakabank.co.jp/kojinjoho/ko_index.html）](http://www.kinkiosakabank.co.jp/kojinjoho/ko_index.html)

※なお、マイナンバー制度の概要につきましては、内閣官房ホームページをご参照ください。

「内閣官房 HP」[（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/）](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)

